

第20号議案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成12年足立区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「平成31年度から」及び「までの各年度」を削り、同条第1号中「2万9,640円」を「2万3,760円」に改め、同条第2号中「4万5,480円」を「3万9,480円」に改め、同条第3号中「5万7,360円」を「5万5,320円」に改める。

第15条第1項中「前年度の」の次に「所得段階に基づき算出された当該年度の」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第12条及び第15条の規定は、令和2年度分からの保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定するとともに、普通徴収の特例に係る保険料の額を変更する必要があるため、この条例案を提出いたします。